

令和4年6月から

■問合せ 保健福祉課福祉係

児童手当制度の一部が変わります

(ゆとろ内・☎23-3019)

改正① 現況届の提出が原則不要となります

現況届は、毎年6月1日の現状を把握し児童手当の支給要件を確認するものです。

これまでではすべての方に提出をお願いしていましたが、6月以降は下記の方を除いて提出は不要となります。

- ・配偶者からの暴力により、住民票の住所と異なる市町村で児童手当を受給している方
- ・支給要件がある児童の住民票が当別町にない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居している方
- ・当別町から提出の案内があった方（6月に現況届を送付します）

改正② 特例給付の支給に関する所得上限の新設

児童を養育している方の所得に応じて手当額を支給していますが、今回の改正で所得上限限度額を新設し、所得が一定以上ある場合には児童手当等が支給されなくなりました。

- ・所得制限限度額未満の場合は、児童手当を支給します。
- ・所得制限限度額以上で所得上限限度額未満の場合は、特例給付を支給します。
- ・所得上限限度額以上の場合は、児童手当等が支給されません。

扶養親族の数	所得制限限度額	所得上限限度額 【新設】
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円
4人	774万円	1,010万円
5人	812万円	1,048万円

所得額

次の所得の合計

- ・総所得（※1）
- ・退避所得（総合課税）
- ・山林所得
- ・山地等にかかる事業所得等
- ・長期譲渡所得（分離課税）
- ・短期譲渡所得（分離課税）
- ・先物取引にかかる雑所得
- ・条約適用利子等
- ・条約適用配当等

控除額

次の控除額の合計

- ・雑損控除額
- ・医療費控除額
- ・小規模企業共済等掛金控除額
- ・障がい者控除
27万円（特別40万円）
- ・ひとり親控除 35万円
- ・寡婦控除 27万円
- ・勤労学生控除 27万円

8万円

=

A



施行令に定める
控除額

所得制限限度額と比較

※1 総所得

給与所得（※2）事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、一時所得、雑所得、長期・短期譲渡所得の合計額です。
なお、給与所得又は雑所得（公的年金等に係るものに限る）を有する場合、その合計額から10万円を控除した金額を用います。

※2 給与所得とは、給与支払額ではありません。源泉徴収票では「給与所得控除後の金額」欄の金額です。

※扶養親族等の数は、前年の12月31日において同一生計を維持した者の数を言い、所得税法上の同一生計配偶者、扶養親族や扶養親族等ではない児童を指します。児童手当における所得の計算方法については上記の通りです。

広 告

シニア向けスマートフォン教室を開催します！



■問合せ デジタル都市推進課デジタル都市推進係
(☎ 23 - 3767)

スマホ初心者・体験希望の方を対象にスマートフォン教室を開催します。
受講料はかかりませんので、この機会に操作を学んでみませんか？
認定講師指導のもと基本的な操作を学ぶことができます。



▼日程等 (各回 1 時間 30 分)

【第1回】 6月24日 (火)
10時～、ふれあい倉庫

【第2回】 6月24日 (火)
14時～、ふれあい倉庫

【第3回】 6月28日 (金)
10時～、西当別コミセン

【第4回】 6月28日 (金)
14時～、西当別コミセン

※各回同じ内容です。

▼持ち物 マスク (スマートフォンはこちらで用意します)

▼年齢制限 無し

▼定員 各回先着 15 名

▼申込期間

6月6日 (月) 10時～開
催前日まで

※7月以降も順次開催を予定
しています。

▼申込み

ドコモショップあいの里店
(☎ 0120 - 224 - 808)

(10時～19時までの間)
※9日 (木) は定休日です。

講座内容

- ・電源の入れ方
- ・基本操作
- ・文字入力
- ・電話のかけ方
- ・カメラの使い方
- ・インターネットの使い方
- ・メールの使い方

広 告

広 告

広 告

議 会

当別町議会 6月定例会関係日程のお知らせ

議会開催中は、ライブ中継をインターネットにより配信しています。
日程等は変更する場合がありますので、町議会ホームページでご確認ください。

▼問合せ 議会事務局総務係 (☎ 23 - 3247)

日にち	時間	場所	会議名	内容等
6月8日(水)	10:00	議場	議会運営委員会	理事者の説明
6月15日(水)	13:00	議場	本会議	報告
6月16日(木)	13:00	議場	総務文教常任委員会	所管事務調査等
6月17日(金)	13:00	議場	産業厚生常任委員会	所管事務調査等
6月20日(月)	10:00	議場	本会議	一般質問
6月21日(火)	10:00	議場	本会議	一般質問
6月22日(水)	10:00	議場	本会議	議案審議

水 道

水道メーターの取り替え
について

水道メーターは、計量法により有効期間が8年と定められており、町では期間満了までに取り替えを行っています。

今年、取り替えの対象となる方にはハガキで通知し、町が指定した業者が取り替えます。留守中に作業を行う場合もありますので、水道メーターボックスの上に物を置かない等、ご協力をお願いします。取り替えにかかる費用負担はありません。

また、上下水道課等の行政機関を名乗る悪質業者の訪問には、十分にご注意ください。

▼問合せ 上下水道課業務係
(☎ 22 - 2411)

広 告